

岩手県告示第 50 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 1 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
青山佐藤歯科小児歯科クリニック	あおば歯科小児歯科クリニック	盛岡市前九年三丁目 19 番 46 号	平成 19 年 10 月 13 日